

令和元年度１０月 第７回 あま市農業委員会総会議事録

開催日時 令和元年１０月３１日（木） 午前１０時００分 ～ 午前１０時４５分

開催場所 あま市七宝産業会館 ２階 大会議室

出席者

農 業 委 員 会 委 員			農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員		
議席番号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
１	木村 治彦	出席	推 １	林 殷慶	出席
２	近藤 哲夫	出席	推 ２	牛田 益治	出席
３	花木 実也	出席	推 ３	山田 利之	出席
４	近藤 美奈子	出席	推 ４	牛田 茂雄	出席
５	太田 功	出席	推 ５	伊藤 忠久	出席
６	平尾 正敏	出席	推 ６	山内 専治	出席
７	鈴木 良法	出席	推 ７	細川 幹夫	出席
８	小原 玲子	出席	推 ８	桐山 正行	出席
９	小関 春男	欠席	推 ９	杉本 耕基	出席
１０	田中 久義	出席			
１１	三輪 光雄	出席			
１２	森 俊明	出席			
１３	小川 健一	出席			
１４	後藤 政敏	出席			

議案説明及び会議に職務の為出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	原 健一	書記	後藤 大輔
農政事業監	富田 隆広		津田 直季
建設産業部長	山内 浩		

傍 聴 人 なし

提 出 議 案

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議案第 2 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4	議案第 2 6 号 現況証明願について
日程第 5	報告第 1 8 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
	報告第 1 9 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
	報告第 2 0 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

議 長	(あいさつ) 本日の欠席者につきましては農業委員 9 番 小関 春男委員です。 本日の出席につきましては、農業委員の出席数は 13 人、推進委員の出席数は 9 人です。 定足数に達していますので、令和元年度 10 月あま市農業委員会総会を開会します。 本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。
議 長	日程第 1 「議事録署名委員の指名」を行います。 13 番 小川 健一 委員及び、14 番 後藤 政敏 委員を指名します。
議 長	日程第 2 「会期の決定」を議題とします。 本総会の会期は、本日 1 日限りとしたいと思います。 これにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日 1 日限りと決定しました。
議 長	日程第 3 議案第 25 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から説明させます。
事 務 局	(説 明) 議案第 25 号 1 番につきまして説明いたします。 議案 2 ページをご覧ください。 参考資料は 1 ～ 2 ページをご覧ください。 譲受人・譲渡人は議案のとおり、申請地は、甚目寺 西大門地内の 2 筆で、畑の所有権移転による経営拡大となっております。
事 務 局	つづきまして 2 番につきまして説明いたします。 参考資料は 3 ～ 13 ページをご覧ください。 譲受人・譲渡人は議案のとおり、申請地は、北苅 地内の 17 筆で、
事 務 局	田及び畑の所有権移転による経営拡大となっております。 つづきまして 3 番につきまして説明いたします。 参考資料は 14 ～ 15 ページをご覧ください。

	譲受人・譲渡人は議案のとおり、申請地は、北荊 郷東地内の２筆で田の所有権移転による経営拡大となっております。 以上、譲受人等の経営農地に不法転用はなく、営農計画等も特に問題等はありませんでした。 また、下限面積等の要件も満たしております。 なお、１０月２８日には小川委員と伊藤委員と現地調査をさせていただいております。 どうぞよろしくお願いいたします。以上です。
議 長	小川委員と伊藤委員で現地確認を行って頂きましたが、代表して小川委員から現地の状況について、ご報告願います。
小 川 委 員	議案第２５号につきまして、伊藤委員、私と事務局で申請のあった農地について現地確認を行いました。農地の耕作に関して特に問題はありませんでした。以上です。
議 長	只今、事務局及び小川委員から説明、報告がありました議案第２５号について、何かご質問等はございますか。
細 川 委 員	今回の譲受人は毎月のように農地を取得しているが本業は不動産業者と聞いている、農地の管理がされていないのであれば不許可等の判断をすべきではないか。
事 務 局	申請者の所有農地は現在雑草の除去や肥培管理等農地としての管理がなされていると判断できる状態となっております。 もし今後所有農地において管理が行き届いていないような事実が確認できた場合には文書による通知や是正指導等の対応を実施いたします。
事 務 局	他に質問もないようですので採決に移ります。 議案第２５号「農地法第３条の規定による許可申請について」を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。 挙手多数です。 よって、議案第２５号「農地法第３条の規定による許可申請について」は承認されました。
議 長	日程第４ 議案第２６号「現況証明願について」を議題とします。 事務局から説明させます。

事務局

(説 明)

議案第26号1番につきまして説明いたします。

議案第4ページをご覧ください、参考資料は16～18ページです。

申請者は、議案のとおりとなっており、申請地は甚目寺 二伴田地内及び新居屋 江ノ橋地内の田及び畑で、20年以上前に建築し、現在も甚目寺公民館として使用しているため証明が見込めます。

提出された書類には航空写真と竣工図面があり、昭和59年に建設していたことが確認できております。

2番につきまして説明いたします。

参考資料は19～20ページです。

申請者は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町伊福 蓮池地内の畑で、20年以上前に建築し、現在も倉庫として使用しているため、証明が見込めます。

提出された書類には固定資産評価証明があり、平成4年に建設していたことが確認できております。

議長

只今、事務局から説明、報告がありました議案第26号について、何かご質問等はございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第26号「現況証明願について」を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

よって議案第26号「現況証明願について」は承認されました。

議長

日程第5 報告第18号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」、報告第19号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」、報告第20号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を事務局から報告させます。

事務局

(報 告)

議長

只今、事務局から報告がありました、報告第18号から報告第20号について、何かご質問・ご意見等はございませんか。

ご質問もないようですので、質疑を終了します。

以上で本会の会議に付議された事件は、すべて議了いたしました。

よって閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

長時間にわたりご苦勞様でした。

次回の農業委員会でございますが、11月29日(金)午前10時からです。

よろしくお願いいたします。

最後にその他ということで、事務局からお願いします。

終 了

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 近藤 哲夫

署 名 委 員 小川 健一

署 名 委 員 後藤 政敏